

# 新型コロナウイルス感染症に係る 国民健康保険傷病手当金の支給について

## 支給対象者

1. 給与の支払いを受けている久米島町国民健康保険の加入者であること
2. 新型コロナウイルス感染症に感染し、又は発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のため労務に服することができなくなった者
3. 3日間連続して仕事を休み、4日目以降にも休んだ日があり、4日目が令和2年1月1日から令和3年12月31日までの間に属すること
4. 給与等支払いを受けられないか、一部減額されて支払われていること

## 支給対象期間

- ・労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができなかった期間のうち、労務に就くことを予定していた日

## 支給額

- ・(直近の継続した3ヶ月間の給与収入の合計額 ÷ 就労日数) × 2/3 × 支給日数

## 適用期間

- 令和2年1月1日から令和3年12月31日の間で療養のため労務に服することができない期間
- ※入院が継続する場合は最長1年6か月まで

お問い合わせ 福祉課 ☎985-7124



## 子どもたちのために、一緒に活動しませんか？



### 母子保健推進員の募集



母子保健推進員は、妊産婦さんや乳幼児が元気で過ごせるよう、久米島町役場福祉課の職員と一緒に活動しています。

現在6人のメンバーがおり、活動をさらに促進するために新メンバーを募集します。島の子どもたちのために、一緒に活動しませんか？

- 主な活動
  - ・乳幼児健診や離乳食学習会等でのサポート
  - ・保育園・幼稚園での歯みがき教室の実施 など
- 報酬 活動内容・時間に応じてお支払いします
- 資格 妊産婦・乳幼児の健康促進に熱意のある方

興味がある方、  
お気軽にお問合せください！  
見学だけでも歓迎です♪

お問い合わせ 福祉課 ☎985-7124